

患者負担割合及び高額療養費自己負担限度額（令和9年8月～）

70歳未満	所得区分			負担割合	月単位の上限額（円）		年単位の上限額（円）
	年収換算	健保（標準報酬月額）	国保（旧ただし書き所得）		多数回該当		
	約1,650万円～	127万円以上	1,356万円超	3割 （※1）	342,000 + (医療費 - 1,140,000) × 1%	<140,100>	1,680,000
約1,410万円～約1,650万円	103万円～121万円	1,110万円～1,356万円	303,000 + (医療費 - 1,010,000) × 1%				
約1,160万円～約1,410万円	83万円～98万円	901万円～1,110万円	270,300 + (医療費 - 901,000) × 1%				
約1,040万円～約1,160万円	71万円～79万円	809万円～901万円	209,400 + (医療費 - 698,000) × 1%		<93,000>	1,110,000	
約950万円～約1,040万円	62万円～68万円	679万円～809万円	194,400 + (医療費 - 648,000) × 1%				
約770万円～約950万円	53万円～59万円	600万円～679万円	179,100 + (医療費 - 597,000) × 1%				
約650万円～約770万円	44万円～50万円	410万円～600万円	110,400 + (医療費 - 368,000) × 1%		<44,400>	530,000	
約510万円～約650万円	36万円～41万円	313万円～410万円	98,100 + (医療費 - 327,000) × 1%				
約370万円～約510万円	28万円～34万円	210万円～313万円	85,800 + (医療費 - 286,000) × 1%				
約260万円～約370万円	20万円～26万円	127万円～210万円	69,600				
約200万円～約260万円	16万円～19万円	86万円～127万円	65,400				
～約200万円	15万円以下	86万円以下	61,500		<34,500>	410,000	
住民税非課税					36,900	<24,600>	290,000

70歳以上	所得区分			負担割合	月単位の上限額（円）		年単位の上限額（円）
	年収換算	健保（標準報酬月額）	国保・後期（課税所得）		外来（個人ごと）	多数回該当	
	約1,650万円～	127万円以上	1,107万円以上	3割	342,000 + (医療費 - 1,140,000) × 1%	<140,100>	1,680,000
約1,410万円～約1,650万円	103万円～121万円	900万円以上	303,000 + (医療費 - 1,010,000) × 1%				
約1,160万円～約1,410万円	83万円～98万円	690万円以上	270,300 + (医療費 - 901,000) × 1%				
約1,040万円～約1,160万円	71万円～79万円	614万円以上	209,400 + (医療費 - 698,000) × 1%		<93,000>	1,110,000	
約950万円～約1,040万円	62万円～68万円	504万円以上	194,400 + (医療費 - 648,000) × 1%				
約770万円～約950万円	53万円～59万円	380万円以上	179,100 + (医療費 - 597,000) × 1%				
約650万円～約770万円	44万円～50万円	280万円以上	110,400 + (医療費 - 368,000) × 1%		<44,400>	530,000	
約510万円～約650万円	36万円～41万円	203万円以上	98,100 + (医療費 - 327,000) × 1%				
約370万円～約510万円	28万円～34万円	145万円以上	85,800 + (医療費 - 286,000) × 1%				
約260万円～約370万円	20万円～26万円 （※2）	57万円以上 （※2、3）	28,000 （年間上限216,000）				69,600
約200万円～約260万円	16万円～19万円	28万円以上	28,000 （年間上限216,000）	65,400			
～約200万円	15万円以下	28万円未満 （※4）	70-74歳 2割	22,000 （年間上限216,000）	61,500	<34,500>	410,000
住民税非課税			75歳以上 2割	13,000 （年間上限96,000）	25,700	<24,600>	290,000
住民税非課税（所得が一定以下）			1割（※5）	8,000	15,700	—	180,000

※1 義務教育就学前の者については2割。

※2 収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合も含む。

※3 旧ただし書き所得の合計額が210万円以下の場合も含む。

※4 後期については、年金収入＋その他の合計所得金額が200万円未満（複数世帯の場合は320万円未満）の場合も含む。

※5 課税所得が28万円以上かつ年金収入＋その他の合計所得金額が200万円以上（複数世帯の場合は320万円以上）の者については2割。